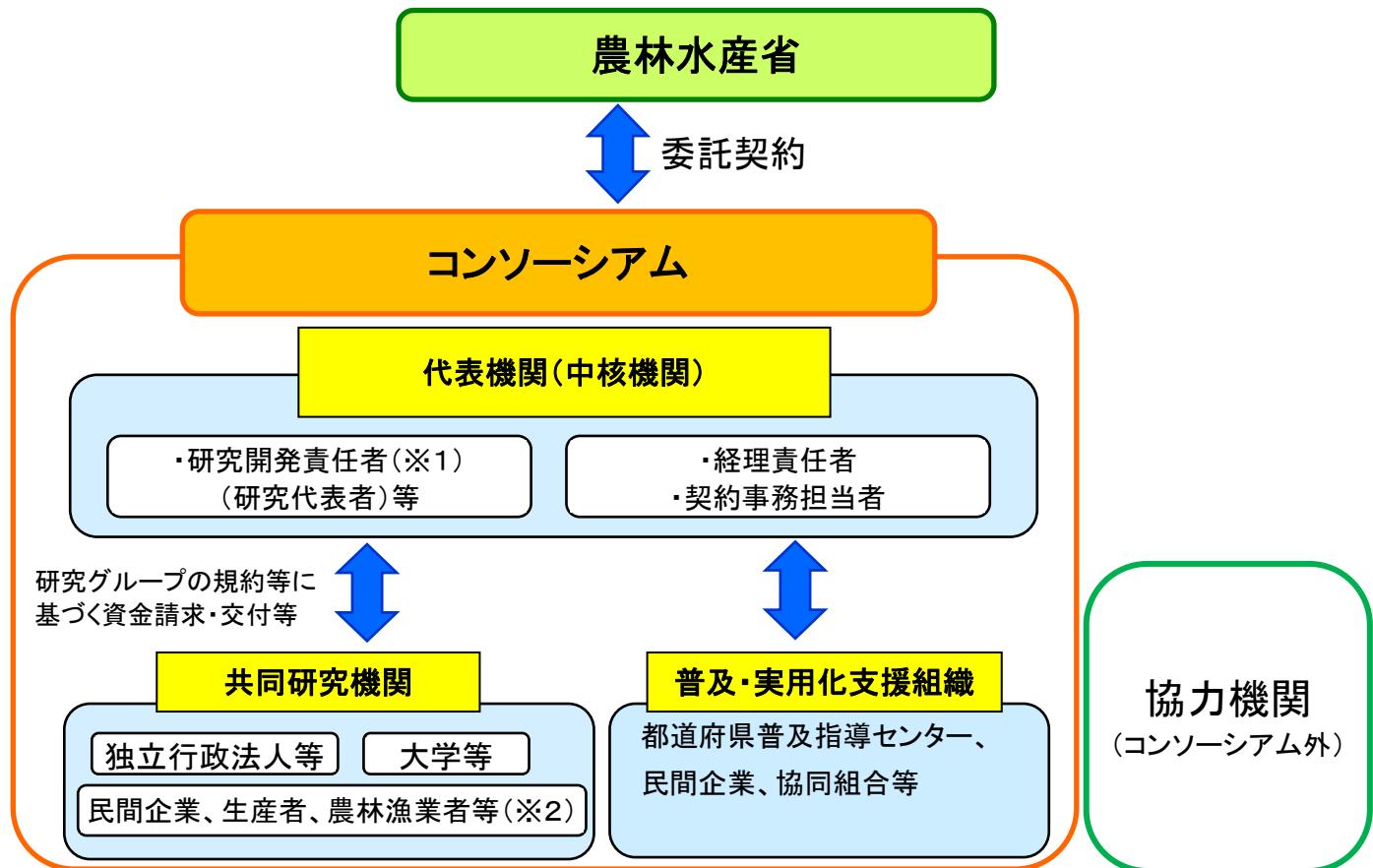


## 令和7年度スギ花粉米の実用化に向けた安全性・有効性の検証委託事業 に係る契約方式について

スギ花粉米の実用化に向けた安全性・有効性の検証委託事業への応募に当たっては、単独でもコンソーシアムでも可とします。コンソーシアムとして応募する場合には、コンソーシアムの代表機関に農林水産省との契約を締結していただくこととしています。

### 【コンソーシアム方式】

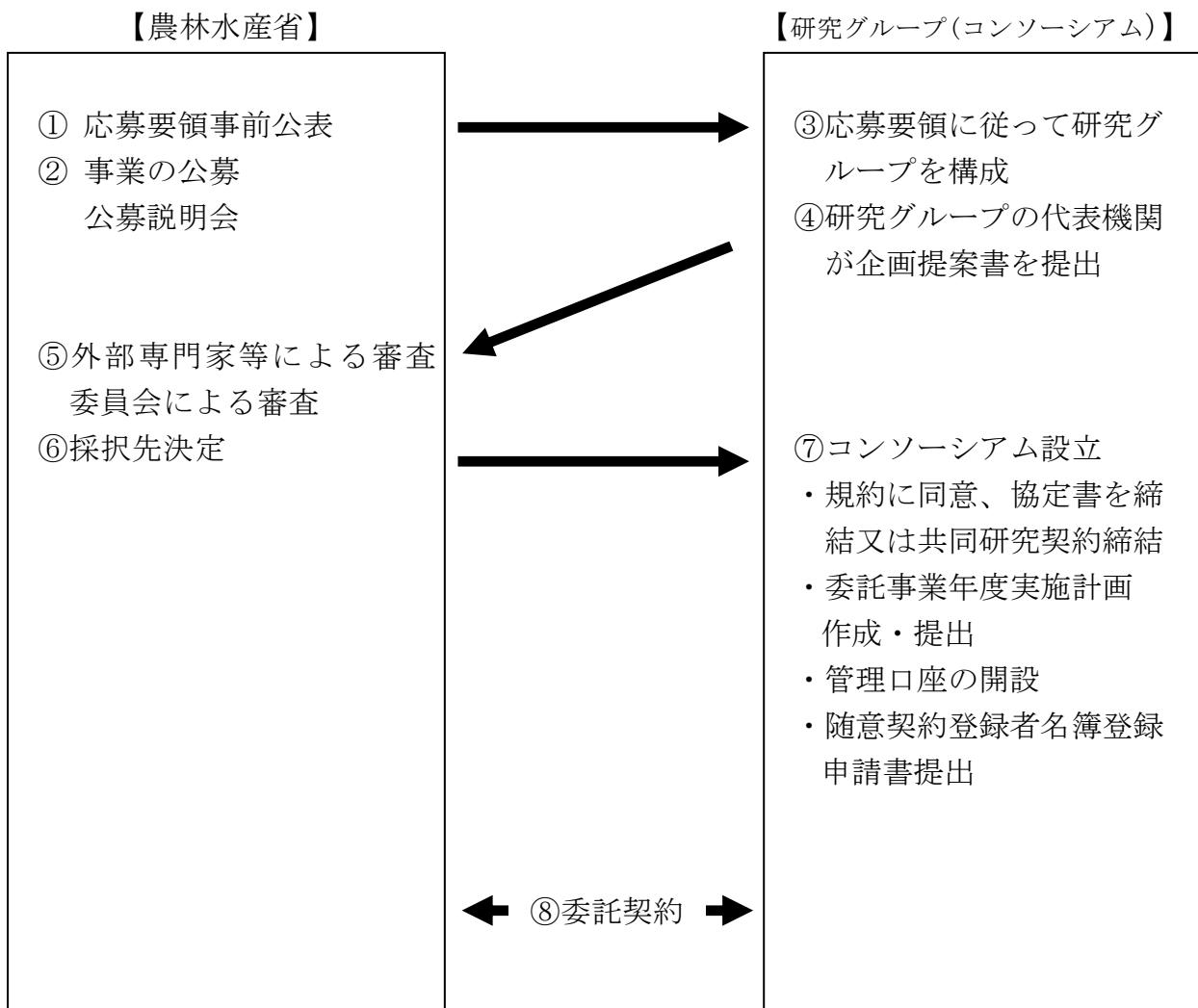


※1 研究開発責任者とは、当該研究の実施計画の起案立案、実施、成果管理等をする代表者。

※2 参画必須機関については、令和7年度スギ花粉米の実用化に向けた安全性・有効性の検証委託事業応募要領別紙1を確認してください。

本事業にコンソーシアムとして応募する場合は、令和7年度スギ花粉米の実用化に向けた安全性・有効性の検証委託事業応募要領「III 応募 1 応募資格等」の要件を満たすとともに、参画する研究機関等それぞれの分担関係を明確にした上で、コンソーシアムの代表機関が中心となって、契約単位としてのコンソーシアムを設立していただきます。研究費は、各研究機関等に責任を持って執行していただきます。その際の事務の流れは次の1及び2のとおりです。

## 1. 公募から契約締結までの事務の流れ（コンソーシアムの場合）



※注1：研究グループによる事業実施について、コンソーシアムを構成することとなるすべての研究機関の内諾を得ている必要がありますが、③の時点では、必ずしもコンソーシアムを設立している必要はありません。

※注2：⑦により、コンソーシアムとして契約する体制を構築。

## 2. 契約締結から額の確定までの事務の流れ（概算払・コンソーシアムの場合）

